



令和5年度
茨木市プレミアム付商品券発行事業
茨木市

「エールいばらきプレミアム付商品券」の
取扱登録店の皆さまへ

令和5年度

笑顔あふれる暮らしを応援！
**エールいばらき
プレミアム付商品券**



有効期間の延長・商品券の追加販売 のお知らせ

商品券の取扱登録店継続のお願い

商品券取扱店舗へのご登録、ご協力いただき誠にありがとうございます。この度、「令和5年度エールいばらきプレミアム付商品券」の**有効期間の延長**と**商品券の追加販売**をすることとなりました。

全店共通券

有効期間の延長

●現在発行済商品券の有効期限
令和6年1月31日(水) → **3月31日(日)** まで延長

商品券の追加販売

追加販売期間：令和6年2月1日(木)～3月29日(金)

追加販売対象：令和5年11月1日時点で茨木市に住居登録がある全世帯(約13万世帯)

※額面500円券が10枚綴り(内訳：全店共通券6枚+小型店専用券4枚)

※1世帯(引換券1枚)につき2冊まで購入可

追加発行の商品券
使用有効期間の表示が
変更になります



小型店(1,000㎡以下)専用券

有効期間の延長・商品券の追加販売に伴いまして、改めて取扱店のご登録をいただく必要はございません。
取扱店番号や登録情報(口座番号等)は引き継ぎます。取り扱いに際しましては以下の点にご注意をお願いいたします。

■商品券記載の有効期間の延長

《有効期間：令和5年10月2日(月)→令和6年1月31日(水)》と記載されている商品券も**《3月31日(日)》まで使用可**となりますので、従業員の皆さま(期間中に新たに雇用される方を含めた皆さま)への周知徹底のご協力をお願いいたします。

■換金日の追加について

下記3回の締切到着日(必着日)を追加しました。お手続き方法の変更はございません。
令和6年3月8日(金)／3月29日(金)／4月15日(月) ※使用済み商品券を有効期間別に仕分けしていただくなくても構いません。

■新しいポスター・ステッカー等取扱店ツールについて

1月下旬を目途にポスター・ステッカー等の新しい取扱店ツールをお送りしますので、お手数ですが貼り替えをお願いいたします。

商品券の取扱登録店継続を希望されない皆さまへ

3月31日(日)まで取扱登録店として延長を希望されない(1月31日(水)までで商品券取扱登録店を辞退)お店におかれましては、**「継続登録辞退」のお手続き**をいただきますようお願いいたします。

商品券取扱店の継続登録を辞退される場合は → **右記QRコードからお手続きください**

※ウェブサイトをお使いにならない方は、下記専用コールセンターまでご連絡ください。



お問い合わせ窓口

エールいばらきプレミアム付商品券 専用コールセンター
TEL.0120-997-544

商品券発行事業ホームページ →



受付日時／9:00～17:15(月～金曜(祝日を含む)) ※土・日曜および年末年始(12月29日(金)～1月3日(水))は受付不可

エールいばらきプレミアム付商品券

取 扱 店 要 項 確 認

〈1〉取扱店資格

参加店舗は市内に事業所または店舗がある次の事業者以外とする。

ただし、個別に茨木市が認めた事業所または店舗はこの限りでない。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。

〈2〉商品券取扱上の注意事項

- ①商品券は令和6年3月31日(日)まで現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービスなどの取引において利用可能です。
- ②商品券を現金と引き換えしないでください。
- ③お釣は支払わないでください。その旨は商品券裏側に記載いたしますが、取扱店においてもご周知ください。
- ④令和6年3月31日(日)を過ぎた商品券は無効です。経過後は商品券を受け取らないでください。
- ⑤取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等業務用の支払い)には使用できません。
- ⑥取扱店自らが商品券を購入し、自店(自社)で使用されたかのように偽り換金する(商取引なく商品券を流通させる)行為や使用済商品券の再使用等は、絶対になさらないでください。
- ⑦次の商品・サービス等は、商品券の利用対象外です。
 - ・金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券プリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ・現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
 - ・各参加店舗が利用対象外として指定するもの
 - ・その他、茨木市が指定するもの

〈3〉取扱店の責務等

- ①事務局より支給の販促ツール(ポスター、ステッカー等)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。販促ツールの管理や事業終了後の処分は、すべて取扱店で行ってください。
- ②商品券利用対象外の商品・サービス等がある場合は店内のわかりやすい場所に明示してください。
- ③受け取った商品券は、裏面の取扱店使用欄に使用済の証として「ゴム印」または「認印(シャチハタなどのインク浸透印でも可)」の押印、取扱店登録の際に発行する「取扱店番号」の記

載、いずれかの方法でお示しください。

- ④半券は、換金が終わるまで大切に保管してください。
- ⑤商品券には偽造防止策が施してありますが、受け取る際は十分注意し、両面を確認してください。表面にCOPYの印字が浮き出ていないか、色合いは見本と相違ないか、半券が切り取られていないか、裏面の取扱店使用欄が記入済みではないか等をご確認いただき、万が一偽造・盗難等が疑われる場合は受け取りを保留するとともに、速やかに事務局までご連絡ください。
- ⑥偽造・盗難された商品券を受け取った場合、当該商品券の換金はできかねます。
- ⑦また、換金前の使用済商品券の盗難、紛失または滅失等に対しても、発行者および運営者はその責を一切負いませんので、十分注意して保管してください。
- ⑧引き続き、各店舗等の基準で実施されている感染症対策の継続をお願いします。
- ⑨本事業終了後、アンケートにご回答いただくこと。

〈4〉使用済商品券の換金について

- ①換金期限/令和6年4月15日(月)必着
以下の6回を締日とし、およそ10営業日後を目途に登録いただいた口座へ振り込みます。

令和6年

「1月10日(水)」「1月26日(金)」「2月15日(木)」

「3月8日(金)」「3月29日(金)」「4月15日(月)」

※換金締切最終日は、4月15日(月)必着。

※期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

- ②換金方法/あらかじめ配布する「換金請求書」にご記入いただき、使用済商品券(半券は切り取り、取扱店で保管)と合わせて、ゆうパックの送付伝票(支給)を張り付けた送付用封筒(支給)に入れ、郵便局の集配または、近くの郵便局へお持ち込みください。ゆうパックの送付伝票の控えは換金終了まで保管してください。
茨木市内の郵便局の営業時間は、平日の午前9時～午後5時。
※土曜日、日曜日、祝日は受付不可。(茨木郵便局を除く)
※茨木郵便局のみ、平日：7時～21時、土日祝：7時～18時
17時を超えると翌日扱いとなる場合があります。
持込締切日に茨木郵便局へ持込む場合は17時までにお願います。

〈5〉取扱店の取消等

本「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、募集要項違反・不履行等により損害が発生した際は賠償金請求する場合があります。

追加や変更が生じる場合は、ウェブサイトでご案内します。